

福井県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令

昭和56年10月1日
福井県警察本部訓令第14号

改正

昭和63年6月16日本部訓令第5号 平成元年1月10日本部訓令第1号 平成6年3月25日本部訓令第9号
平成12年12月11日本部訓令第31号 平成23年3月28日本部訓令第11号 平成27年12月18日本部訓令第20号
令和3年3月22日本部訓令第17号 令和4年3月18日本部訓令第12号 令和4年7月19日本部訓令第22号

福井県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令を次のように定める。

福井県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福井県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 音楽隊は、福井県警察本部警務部県民サポート課に置く。

(任務)

第3条 音楽隊は、演奏活動を通じて、県民と警察との融和を図り、警察活動を効果的に推進するとともに、警察職員の士気を高め、情操を養うことを任務とする。

(組織)

第4条 音楽隊は、隊長、副隊長、楽長、副楽長、隊員及びカラーガード隊員（以下「隊員」という。）をもって組織する。

(隊員の任免)

第5条 隊員は、警察職員のうちから選考して、本部長が任免する。ただし、カラーガード隊員は、委嘱することができる。

2 隊長は、県民サポート課広報官をもって充て、副隊長は、隊員の中から本部長が任命する。

3 楽長及び副楽長は、音楽技術に優れ、かつ、他の隊員を統率する能力を有する隊員の中から本部長が任命する。

4 県民サポート課長は、隊員の任免状況を明らかにするため、音楽隊員名簿（様式第1号）により整理しなければならない。

(隊長等の責務)

第6条 隊長は、県民サポート課長の命を受け、音楽隊を統轄し、次の事項につき責に任ずるものとする。

- (1) 隊務の掌理
- (2) 音楽隊の秩序、規律の維持及び隊員の指揮監督
- (3) 隊員の教養訓練及び派遣演奏の実施計画
- (4) 楽器、備品及び付属品等の管理並びに維持

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときは、これを代行するものとする。

3 楽長は、隊長の指示に従い音楽技量の指導並びに演奏指揮に当たるものとする。

4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときは、これを代行するものとする。

(音楽隊の統轄)

第7条 隊員は、派遣演奏又は教養訓練に従事するときは、所属から離れて、県民サポート課長の指揮下に統轄されるものとする。

(所属長の協力)

第8条 所属長は、音楽隊の運営に関して協力するものとする。

(隊員の心構え)

第9条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 音楽隊の任務を自覚し、規律を守り品性を養い、常に奉仕観念をもって演奏活動に当たること。
- (2) 隊員相互の融和を図り、一致協力するとともに、常に技能を磨いて、演奏技術の向上に努めること。
- (3) 楽器、被服等の使用保管及び手入れを適切にして、これを紛失又は損傷することのないよう努めること。

(教養訓練)

第10条 隊長は、隊員の演奏技術の向上を図るため、次に掲げる区分により、必要な教養訓練を行うものとする。

- (1) 定期訓練
週1回から2回日時を定めて行う。
- (2) 特別訓練
必要に応じて随時行う。

(講師の嘱託)

第11条 本部長は、隊員の技術向上を図るため、人格、識見及び音楽技量を有する者を、講師として嘱託することができる。

(派遣の基準)

第12条 次の各号の一に該当する場合に派遣演奏するものとする。

- (1) 部外者からの派遣要請による公共的な行事で、県民と警察との融和のため、その必要があると認めたとき。
- (2) 警察が主催する各種行事で、警察広報活動上必要があると認めたとき。
- (3) 警察職員の士気を高め、情操を豊かにするため必要があると認めたとき。
- (4) その他本部長が必要と認めたとき。

(派遣の要請)

第13条 所属長は、音楽隊の派遣を要請するときは、警察音楽隊派遣要請書(様式第2号)により、本部長に要請するものとする。

2 前項以外の者の派遣要請は、前項に準ずるものとする。

(出動演奏の命令)

第14条 本部長は、前条による要請があった場合は、その要請に係る事項が第12条の派遣の基準に適合し、かつ、警察の責務の遂行及び音楽隊の運営に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、派遣演奏を命ずるものとする。

(服装)

第15条 隊員の服装は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(音楽隊日誌)

第16条 隊長は、音楽隊日誌(様式第3号)に、所定の事項を記載し、その都度県民サポート課長に提出し、報告するものとする。

(備付簿冊)

第17条 音楽隊には、次の台帳を備え付けるものとする。

(1) 音楽隊員名簿(様式第1号)

(2) 音楽隊日誌(様式第3号)

(欠席届)

第18条 隊員は、病気、入校その他やむを得ない理由により、訓練及び派遣演奏に従事できないときは、理由を付して事前に隊長に届け出るものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和56年10月1日から施行する。

2 福井県警察音楽隊運営規程(昭和29年12月21日福井県警察本部訓令第20号)は、廃止する。

附 則(昭和63年6月16日警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月10日警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成元年1月10日から施行する。

附 則(平成6年3月25日警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月11日警察本部訓令第31号)

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成27年12月18日から施行する。

附 則(令和3年3月22日福井県警察本部訓令第17号)

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

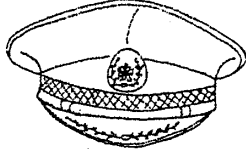




附 則(令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月19日福井県警察本部訓令第22号)

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

別表第1 (第15条関係)

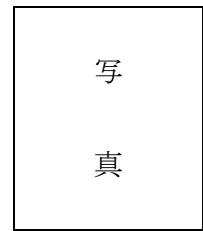
男女別	種別	制式等	略図	着装等		
男子用	制帽	冬帽子	花紺色の毛織物、ひさしには金モールで桜花章を付する。紋章は日章を付ける。			
		夏帽子	冬帽子と同じ			
	制服	冬服	上衣	花紺色の毛織物、制服型ボタンは前面4個、左右の胸ポケット及び腰部に各1個で飾りとする。		
			ズボン	長ズボンで地質は上衣と同じ、両側縫目には金線を付する。		
		夏服	上衣	地質は合成繊維織物、前面に銀色メタル製ボタン6個、左右の胸ポケットに各1個を付ける。袖は長袖又は半袖とし、袖口に銀色メタル製ボタン各1個を付ける。		
	ズボン			冬服ズボンと同じ		冬服ズボンと同じ

男女別	種別	制式等	略図	着装等		
男子用	隊章	金属性で金メッキ、中央にはたて琴を付す。		冬、夏服の襟止め中央の位置に付す。		
	飾り緒	冬服	金色の丸打ちひも2条で三つ編みとする。			
	肩章	冬服	金色の丸打ちひも4本で六つ目編みとし、金色の金属製日章を付す。		日章 隊長4個 副隊長3個 楽長3個 副楽長2個 隊員1個	
	靴	黒色の牛皮製又は合皮製とする。				
女子用	制帽	冬帽子	花紺色の毛織物でひさしには金モールで桜花章を付する。紋章は日章を付ける。			
		夏帽子	冬帽子と同じ			
	制服	冬服	上衣	花紺色の毛織物、制服型。以下男子と同じ	男子と同じ	
			ズボン	男子と同じ	同上	
		夏服	上衣	同上	同上	
			ズボン	同上	同上	
	隊章	同上	同上			
	靴	同上	同上			

別表第2 (第15条関係)

男女別	種別	制式等	略 図	着装等	
女	制 冬帽子	バラシエアー布地 色 (赤) ヒサシ (白) ウエスト型			
	帽 夏帽子	バラシエアー布地 色 (赤) 帽章 日章 G I型			
女子服(カラード隊用)	制 冬服	上 衣	バラシエアー布地 色 (赤×黒) 立衿ショートジャケット 袖モール付		
		スカート	バラシエアー布地 色 (赤×黒) ボックスプリーツ4本 影ヒダ (黒)		
	服 夏服	上 衣	バラシエアー布地 色 (アイボリー×赤) 立衿半袖ショートジャケット 袖モール付		
		スカート	バラシエアー布地 色 (赤) 全円型スカート 白モールライン入り		
	肩 章	全線江戸打 三本組			
	飾 緒	全線江戸打 三本組			
	ブ ー ツ	白革制 前編上式			

様式第1号（第5条、第17条関係）



音楽隊員名簿

階 級		氏 名 生年月日	年 月 日
担当楽器			
拝命年月日	年 月 日		
入隊年月日	年 月 日	除隊年月日	年 月 日
研修・講習	種 別	期 間	
備 考			

福井県警察本部長 殿

住所
要請者
氏名（又は名称）

警察音楽隊派遣要請書
下記のとおり警察音楽隊の派遣演奏を要請します。
記

行事の名称			
主催者			
連絡責任者	住所 氏名	連絡先 Tel	
演奏の日時	年 月 日（曜日）	時 分	から 時 分まで
演奏の場所	(屋内、屋外)		
行事の概要	参集者		予定人員
			約 人
			対 象
演奏の種別 (希望項目に○印)	1 式典（1ファンファーレ、2行進曲、3国歌、4表彰曲、5その他） 2 パレード（距離 約 km） 3 ステージ演奏（希望する演奏時間 約 分間） 4 ドリル演奏（1ステージ、2フロア）		
雨天時の措置	(雨天時の屋外の場合、楽器損傷等のため演奏不可能です。)		
参考事項 (演奏曲、その他 出演に対しての 要望事項など)			

- 注1 出演を希望する行事について、案内書などの資料があれば添付してください。
特に、パレードを希望するときは、必ずパレードコースの略図を添付してください。
- 2 当音楽隊は兼務隊のため、その性格上、突発的な事件、事故等が発生したときは、やむなく出演をお断りすることがあります。また、原則として、雨天順延のときは派遣できませんのでご了承ください。

